

令和 8 年度
熊本市保育所及び認定こども園等
施設整備費補助金
事前協議要項
(大規模修繕等)

熊本市こども局こども育成部

保育幼稚園課

注意事項

令和 8 年度に国の補助事業が継続しない場合など、本事業にかかる本市の令和 8 年度予算が確保できない場合には、補助事業の件数減又は実施できない場合があります。応募される場合は、あらかじめご了承のうえ、事前協議書を提出していただくようお願いいたします。

目次

1	募集する整備区分について	3 ページ
2	補助金の算定方法について	3 ページ
3	事前協議書並びに添付書類に関する留意事項 . . .	6 ページ
4	ファイリング方法について	7 ページ

1 募集する整備区分について

○大規模修繕等（既存施設について令和5年12月19日こ成事第566号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」に準じて整備すること。）

① 内容

既存施設の躯体（建物の基礎や耐震壁、柱、屋根などの建築基準法施行令に規定する「構造耐力上主要な部分」のこと。）に影響が及ばず内部改修に留まる整備のこと。

※既存施設の躯体に影響が生じる整備は「改築」となる。

② 対象事業

ア 木造による施設の場合

「老朽民間児童福祉施設等の整備について」（令和5年8月22日こ成事第431号）に定めるところにより行われた老朽度調査（以下「老朽度調査」という。）により得た老朽度が4,500点以下のもの。

イ ブロック造り・鉄骨造り等による施設の場合

施設が建設された年度から起算した当該施設の経過期間が申請年度において、トラスが鉄製のものについては30年、その他のものについては25年を経過したもの、又は、老朽度調査により得た現存率が70%以下のもの。

ウ 鉄筋コンクリート造りによる施設の場合

施設が建設された年度から起算した当該施設の経過期間が申請年度において、50年を経過したもの、又は、老朽度調査により得た現存率が70%以下のもの。

詳細については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」をご確認ください。

※1 施設の対象経費の実支出額が500万円以上のものとする。

※老朽度調査を行う事業者と、設計・管理を行う事業者を同一とすることはできません。

2 補助金算定方法について

(1) 算定方法

① 次のうちいずれか最も低い方の価格を基準とする。

民間工事請負業者3社の見積りを比較して、低い方の見積り

② ①の額に、1/2を乗じた額を国負担額とする。

③ ②の額に、1/2を乗じた額を市負担額とする。

- ④ ②と③の合計額（国負担額＋市負担額）を、事前協議における法人への実質補助見込額とする。

※③④については、1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

※2ヵ年事業の場合は、③④に各年度の進歩率を乗じることとする。

(2) 補助対象経費

種目	対象経費
本体工事費	<p>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）及び実施設計に要する費用。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>

(3) 補助対象外経費

- ① 土地の買収又は整地（外溝工事費、造成工事費等）に要する費用
- ② 既存建物の買収に要する費用
- ③ 職員の宿舍に要する費用
- ④ リースによる設備等の取得に要する費用
- ⑤ 内示前に契約を結んだもの（例：基本設計）
- ⑥ 施設と一体的に整備され、かつ、施設に固定される初度設備以外の設備整備費又は備品購入
 - （例）大型冷蔵庫等の厨房機器、非常通報装置、感染症予防設備 ⇒ 対象
 - 保育材料、事務用品、消火器、カーテン、椅子・机・食器・応接セット等 ⇒ 対象外
- ⑦ その他施設整備費として市長が適当と認めない費用

(4) 補助額の算定例

例1) 保育所が大規模修繕（施設の一部改修）をする場合
（衛生環境の改善を目的とした調理場等の改修工事）

① 交付基準額：80,000,000 円

・ A 社見積額：100,000,000 円

・ B 社見積額：80,000,000 円

・ C 社見積額：90,000,000 円

② ①の1/2の額を国負担額とする。

$$80,000,000 \text{ 円} \times 1/2 = \underline{40,000,000 \text{ 円}} \text{ (国負担額)}$$

③ ②の国負担額の1/2の額を市負担額とする。（千円未満切捨）

$$40,000,000 \text{ 円} \times 1/2 = \underline{20,000,000 \text{ 円}} \text{ (市負担額)}$$

④ ②と③の合計額を、法人への実質補助見込額とする。

$$40,000,000 \text{ 円 (国負担額)} + 20,000,000 \text{ 円 (市負担額)} \\ = \underline{60,000,000 \text{ 円}} \text{ (補助見込額)}$$

例2) 認定こども園が大規模修繕（施設の附帯設備の改造）をする場合

（一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備の
改造工事）

① 交付基礎額：150,000,000 円

・ A 社見積額：150,000,000 円

・ B 社見積額：180,000,000 円

・ C 社見積額：200,000,000 円

② ①の1/2の額を国負担額とする。

$$150,000,000 \text{ 円} \times 1/2 = \underline{75,000,000 \text{ 円}} \text{ (国負担額)}$$

③ ②の国負担額の1/2の額を市負担額とする。（千円未満切捨）

$$75,000,000 \text{ 円} \times 1/2 = \underline{37,500,000 \text{ 円}} \text{ (市負担額)}$$

④ ②と③の合計額を、法人への実質補助見込額とする。

$$75,000,000 \text{ 円 (国負担額)} + 37,500,000 \text{ 円 (市負担額)} \\ = \underline{112,500,000 \text{ 円}} \text{ (補助見込額)}$$

3 事前協議書並びに添付書類に関する留意事項

(1) 見積書等について **※民間工事請負業者 3社分**

① 設計見積書（概算）

設計業者が作成した設計見積書（内容は中項目程度まで。必ず税込金額で作成すること。）を添付してください。

② 設備内訳一覧表及び見積書

設備の一覧表を項目ごとに表として作成し、業者等から徴収した導入予定の設備の見積書を添付してください。

(2) 平面図等について

事前協議段階では、基本設計段階（若干の変更の可能性のあるもの）で結構です。なお、最低基準適合審査等のため、以下に掲げる事項を明記してください。

① 各室の名称

② 保育室等の内法面積及び利用児童数

③ 廊下の有効幅、階段の蹴上げ、踏面及び有効幅

④ 建築物の高さ及び道路・隣接敷地との高低差

⑤ 構造及び耐火種別

⑥ 環境配慮設備（建物と一体的に設置する場合）

⑦ バリアフリーに配慮した設備等（車椅子用多目的トイレ、身障者用駐車場、エレベーター、段差スロープ等）

※建築基準法・消防法などその他法令等への適合性については別途ご確認ください。

(3) 建設資金に関する資料

① 贈与以外の資金拠出がある場合は、それが確実であることが証明できる資料を添付してください。

（例：企業等からの寄付の場合は、役員会議事録、当該企業の決算書並びに予算書等）

② 贈与者については、不当な贈与金の支出（親の会（後援会）、関係業者からの強制的、もしくはそう誤解されるような支出）がないよう留意してください。

③ 施設整備事業の契約の相手方及びその関係者から寄付金等の資金提供を受けることは禁止されています。この場合にあつては、寄付目的などその用途を施設整備事業に限るものではありません。

※法人理事長と利益相反行為にあたる場合は必ず理事長職務代理者を法人側の代表者としてください。

4 ファイリング方法について

(1) 提出書類について

書類はできる限りA4（図面等についてはA3）版で作成してください。

また、別添の「事前協議書添付書類一覧」のとおりに整理し、各書類番号を記載したインデックスを書類の前につけて、フラットファイルに綴じてください。添付する必要のない書類についてもインデックスはつけていただくようお願いいたします。（したがって、書類の有無にかかわらずインデックスは全て必要となります。）なお、ファイル名は「令和8年度熊本市保育所及び認定こども園等施設整備費補助金事前協議書（法人名＋施設名）」とし、表紙及び背表紙に明記してください。

(2) 添付書類について

重複する添付書類がある場合は、書類番号の小さいほうに原本を添付し、その他は写しを添付してください。

【問い合わせ先】

熊本市こども局こども育成部 保育幼稚園課

企画班 担当：園川

TEL：096-328-2568

Mail：hoiku@city.kumamoto.lg.jp